

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	DC世界経済インデックスファンド(債券シフト型)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合
4. 商品属性	
当初設定日	2013年7月12日
信託期間	無期限
主要投資対象	主として、以下のマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 国内債券インデックスマザーファンド ● 外国債券インデックスマザーファンド ● 新興国債券インデックスマザーファンド ● 国内株式インデックスマザーファンド ● 外国株式インデックスマザーファンド ● 新興国株式インデックスマザーファンド
投資方針	1. 基本方針 投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 2. 特色 ①世界の債券及び株式に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。 ・世界の債券及び株式に分散投資を行うことで、リスクの低減に努めます。 ・各マザーファンドは各投資対象市場の代表的な指数(インデックス)への連動を目指す運用を行います。 ・原則として、為替ヘッジは行いません。 ②世界経済全体の発展を享受します。 ・基本組入比率は、地域別(日本、先進国、新興国)のGDP(国内総生産)総額の比率を参考に決定します。 ※世界経済に占める各地域のGDPシェアの変化に応じて、原則として年1回地域別構成比の見直しを行います。 ※地域別の基本組入比率は市場動向等を勘案して調整を行うことがあります。 <運用プロセス> ■基本組入比率には一定の変動幅を設けます。 ■基本組入比率は原則として年1回見直しを行います。また、市場動向等に応じて必要と認める場合には、一定の乖離幅の範囲内で組入比率を調整する場合があります。 ※2019年2月末現在 基本組入比率 ①国内債券:7.5%、②先進国債券:45%、③新興国債券22.5%、④国内株式:2.5%、⑤先進国株式:15%、 ⑥新興国株式:7.5%
主な投資制限	①株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の35%以下とします。 ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	当ファンドにはベンチマークおよび参考指数ともありません。
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 売却約定日の基準価額が適用されます。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.495%(税抜年0.45%) (内訳:委託会社0.2255%(税抜0.205%)、販売会社0.2255%(税抜0.205%)、受託会社0.044%(税抜0.04%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・監査費用 ・有価証券の売買・保管 ・信託事務に係る諸費用 ・新興国債券インデックスマザーファンド及び新興国株式インデックスマザーファンドの解約に伴う信託財産留保額 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料等は都度ファンドから支払われます。

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用(つづき)	※これらの費用は運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
8. お申込み不可日等	● 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことができます。 また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問い合わせください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、毎年約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み損失の可能性	基準価額は、実質的に組み入れている有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けて変動します。 したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
11. 基準価額の主な変動要因等	ファンドは株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は以下の通りです。
株価変動リスク	当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。 株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
12. セーフティーネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(=基準価額)×保有口数 ※解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. その他ご留意いただく事項	当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のペーパーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。資金動向、市場動向等によっては、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
15. 委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
16. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。